

公益社団法人白河法人会 役員報酬等規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人白河法人会（以下「本会」という。）の定款第 24 条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として役員が受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費交通費等の経費をいう。

(報酬の支給)

第 3 条 本会は、役員職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員報酬は月額とし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。
- 3 常勤役員退職に当たっては、当該役員任期に応じ退職手当を支給することができる。
- 4 非常勤役員に対しては、理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができるものとする。

(報酬等の額の決定)

第 4 条 常勤役員に対する報酬額は、総会において決定した次の金額を限度として、理事会において決定する。

常勤役員報酬総額	5,000,000円
----------	------------

2 常勤役員に対する退職手当は、次の算式により算出した金額とする。

常勤役員退職手当	報酬月額×在職年数×支給率
----------	---------------

3 非常勤役員に対する報酬額は、次の金額とする。

非常勤役員報酬額	非常勤役員は無報酬
----------	-----------

(旅費交通費)

第 5 条 役員に支払う旅費交通費は、別に定める役員等旅費規程による。

(その他の経費)

第 6 条 役員が職務の遂行に当たって負担する、または負担した旅費交通費以外の費用については、原則として前もって支払うものとし、前払いが不可能な場合には請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(公表)

第 7 条 本会は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給基準として公表するも

のとする。

(改 廢)

第 8 条 この規程を改廢するときは、総会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成 2 4 年 6 月 1 2 日から適用する。

附 則

平成 2 9 年 6 月 1 5 日一部改正。

附 則

令和 5 年 6 月 2 3 日一部改正。